

江戸川区立第五葛西小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は第五葛西小学校PTAと称す。

第2条 本会の事務局は第五葛西小学校内におく。

第3条 本会は下記の諸項を目的とする。

1. 児童の幸福と健全な育成のために、家庭と学校が協力して教育環境の整備を図る。
2. 家庭、学校および地域社会における児童の福祉増進を図る。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭と学校の連携により、児童の生活を指導する活動。
2. 児童の育成における課題を収集し、その解決を図る活動。
3. 児童の学校外における生活環境をよくする活動。
4. その他本会の目的達成に必要な事項の活動。

第2章 組織

第5条 本会の会員になることができる者は本校在籍児童の父母、またはそれに代わる者（以下「父母」と言う）、及び本校教職員とする。

2. 入会を希望する者は所定の入会申込書を提出しなければならない。
3. 退会を希望する者は所定の退会申込書を提出しなければならない。

第6条 本会に下記の役員をおくことができる。

1. 会長：1名
総会、役員会を招集し、会を代表する。
2. 副会長：若干名
会長を補佐し、会長不在の際にはその代理を務める。
3. 学年代表：各学年1名以上
学年のPTAを代表し、学年活動の運営を行う。
4. 会計：若干名
本会のすべての収入支出を正確に記録し、総会において決算報告をする。
5. 書記：若干名
諸会議および本会の活動に係わる事項を記録・整理する。

第7条 会長は公募とし、候補者から選考委員会が選出し、総会で承認を受ける。副会長ならびに会計は会長が委嘱し、総会で承認を得る。学年代表は前年度3学期の保護者会において選出する。会長、副会長、会計は学年代表を兼任することができる。

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任しても差支えない。

第9条 本会には顧問及び相談役を置くことができる。顧問は元役員から会長が選出し、総

会の承認を経てこれを委嘱する。相談役は第五葛西小学校長に委嘱する。

第3章 機関

第10条 総会は最高の議決機関で年に1回開くことを原則とする。役員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

2. 総会では、次の事項を審議し決定する。

- (1) 活動報告および決算報告
- (2) 活動計画ならびに予算の承認
- (3) 役員および顧問の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他会の基本的事項についての審議決定

3. 総会の定足数は会員の10分の1とし、議事は出席会員の過半数で決定する。

4. 会員の過半数以上の委任状が集まった場合は総会を開かなくても議事が承認されたとみなすことができる。

第11条 役員会は、会務の執行機関で、会長、副会長、学年代表、会計をもって構成し、次の事項等について審議決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会に提出する議案に関する事項
- (3) 専門委員会の開設、企画、運営、推進、反省、解散等に関する事項
- (4) その他本会活動の企画と執行に関する事項

第12条 本会の目的を達成するために必要が生じた場合、専門委員会をおく。

1. 専門委員は公募とし、うち1名を委員長とする。委員長は役員と兼任することができる。

2. 専門委員会は期間限定を原則とし、目的が達成された場合は解散する。

第13条 本会の業務を処理するために事務局をおく。

1. 事務局には事務局員を若干名おき、うち1名を事務局長とする。事務局長は会計を兼任することができる。

2. 事務局員の任免は役員会において決定し、会長が行う。会長が不在の場合は事務局長が選出、委嘱することができる。

第4章 会計

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会費は、児童1名につき年額2,400円とする。年度途中で転入した場合は、その月を含めた残り月数に200円を乗じた額とする。ただし年度途中で転出した場合は返金しない。

3. 教職員の会費は年額2,400円(月額200円)とする。

4. 自然災害や感染症対応等で学校が臨時休校になった場合は期間に応じて会費を減額する。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

第16条 本会の目的にそった運営を円滑厳正にするために、別に細目を定める。細則は、幹事会で審議し決定する。

第17条 本会則は、昭和46年4月1日より実施する。

平成20年4月30日一部改正

平成26年3月12日一部改正

平成27年3月18日一部改正

平成29年5月10日一部改正

令和3年4月1日全面改正

見舞いおよび慶弔に関する細目

1. 見舞金等

(1) 児童および教職員が傷病（2週間以上の入院、もしくは自宅療養）の場合には、見舞金5,000円を贈る。

(2) 児童および教職員が災害を被った場合には、役員会に諮り見舞いする。

(3) 会員がPTA活動において負傷し、かつ、入院した場合には、見舞いする。

ただしPTA総合補償制度による保険金の請求できる事故に限る。

2. 死亡

(1) 会員および児童が死亡した場合には、香典5,000円を贈り、生花を供えて弔意を表す。

(2) 教職員の一親等の親族（配偶者を含む）が死亡した場合には、香典5,000円を贈り、生花を供えて弔意を表す。

3. その他

上記の他、役員会が必要と認めた場合には、香典・見舞い等を行うことができる。